

麻薬小売業者間譲渡に関する手続きについて

1 共通事項

(1) 受付窓口

薬務課麻薬係（県保健福祉（環境）事務所、保健所設置市保健所では受け付けておりません。）

(2) 受付方法

持参又は郵送。

持参の場合は、事前に薬務課麻薬係まで御連絡ください。

（郵送先）

〒 8 1 2 - 8 5 7 7

福岡市博多区東公園 7 - 7

福岡県保健医療介護部薬務課 麻薬係

電話：0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 8 7

(3) 手数料

無料。ただし、1（4）のとおり許可書の郵送に要する費用は申請（届出）者負担とします。

(4) 許可書の交付等

許可書は、薬務課にて直接又は郵送により交付します。

原則として当該許可に係る申請書等の筆頭に記載された申請（届出）者を代表者とし、他の申請（届出）者の許可書も取りまとめて郵送します。

直接交付の際は事前に連絡しますので、申請書等の備考欄・余白等に、許可書を代表して受領する者の氏名、電話番号等を記載してください。

（郵送の場合）

配達状況を確認できるよう書留、レターパック等により郵送します。郵送に必要な切手を貼付し宛名を記載した封筒（A4サイズが折らずに入るもの）、レターパック等を併せて提出してください。

2 個別事項に係る必要書類等

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請

ア 申請事由（譲渡しようとする前にあらかじめ申請しておくこと）

2以上の麻薬小売業者が、他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする場合

イ 申請書

麻薬小売業者間譲渡許可申請書（共同して申請する全ての麻薬小売業者が押印。申請者欄が不足する場合などは申請書別紙を併せて用いること。） 1部

ウ 添付書類

- ・全ての申請者の麻薬小売業者免許証の写し 各1部
- ・全ての申請者の麻薬業務所の所在地分布が分かる地図、所要時間の一覧表等

1部（全ての申請者が同一市町村内である場合には省略可）

エ その他

- ・麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間満了後、引き続き許可を希望する場合も同様です。
- ・同時に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可は受けられません。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可変更届

ア 届出事由（下記①から③の事由発生後速やかに届け出ること）

- ①麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者（許可業者）のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効した場合
 - ②許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととした場合
 - ③許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）又は麻薬業務所の名称等に変更を生じた場合
- ・①の麻薬小売業者の免許が失効とは、免許の有効期間満了後に継続して麻薬小売業者免許を取得しなかった場合、麻薬小売業者の廃止を届け出た場合など
 - ・①又は②において、1を除く許可業者が全て該当する場合（例：3業者のうち2業者の免許が失効した場合）には変更届ではなく（5）の返納届になります。

イ 届出書

麻薬小売業者間譲渡許可変更届書（全ての許可業者が押印。届出者欄が不足する場合などは届出書別紙を併せて用いること。） 1部

ウ 添付書類

- ・全ての届出者の麻薬小売業者間譲渡許可書（変更後の許可書が交付されるまでの間は写しを保管しておくこと） 各1部
- ・麻薬小売業者免許証記載事項変更届又は変更後の麻薬小売業者免許証の写し（許可業者の氏名、住所、麻薬業務所の名称等に変更を生じた場合に限り。） 各1部

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

ア 届出事由（追加する業者が譲渡しようとする前にあらかじめ届け出ること）

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要がある場合

イ 届出書

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届書（追加する麻薬小売業者及び全ての許可業者が押印。届出者欄が不足する場合などは届出書別紙を併せて用いること。） 1部

ウ 添付書類

- ・全ての届出者の麻薬小売業者間譲渡許可書（追加後の許可書が交付されるまでの間は写しを保管しておくこと） 各1部
- ・追加しようとする麻薬小売業者の麻薬小売業者免許証の写し 各1部
- ・全ての届出者の位置・各業者間の距離・移動時間（移動手段）を書き記したものの 1部（全ての届出者が同一市町村内である場合には省略可）

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請

- ア 申請事由（下記事由発生後速やかに届け出ること）
麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損又は亡失した場合
- イ 申請書
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書（再交付を申請する許可業者が押印）
1部
- ウ 添付書類
 - ・ 毀損の場合 毀損した麻薬小売業者間譲渡許可書
 - ・ 亡失の場合 亡失理由を記載した顛末書

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

- ア 届出事由（下記事由発生後速やかに届け出ること）
 - ①全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととした場合
 - ②全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が失効した場合
 - ③①又は②において、1を除く許可業者が全て該当する場合（例：3業者のうち2業者の免許が失効した場合）
 - ④麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見した場合
- イ 届出書
麻薬小売業者間譲渡許可書返納届（返納を届け出る全ての許可業者が押印。届出者欄が不足する場合などは届出書別紙を併せて用いること。） 1部
- ウ 添付書類
 - ・ 届出事由①から③の場合 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書 各1部
 - ・ 届出事由④の場合 発見した麻薬小売業者間譲渡許可書 各1部
- エ その他
麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間満了時には許可書の返納は不要です。
許可書は返納後又は許可の有効期間満了後2年間保管してください。

3 その他

- ・ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（麻薬譲受確認書）の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書（麻薬譲渡確認書）を麻薬の譲受人に交付して下さい。
- ・ 本許可に基づき麻薬の譲渡、譲受を行った麻薬について、譲渡・譲受の年月日、麻薬の種類、数量等を記載した補助簿（別添記載例）を作成しておくとう便利です、参考にしてください。
- ・ 上記の様式は後日、ふくおか電子申請サービス（<http://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/navi/govTop.do?govCode=40000>）に掲載しています。

帳簿の記載例（A, B, Cの3麻薬小売業者間での譲渡許可）

A薬局における麻薬帳簿（0錠20mgの口座）

月 日	受入	払出	残量	患者氏名	備 考
3.22		14	33	田中太郎	
3.28		28	5	鈴木三郎	
4.4	5	10	0	山本一郎	B薬局から譲受
4.5	14	14	0	田中太郎	B薬局から譲受
4.7	100		100		△△薬品（製品番号〇〇〇〇）
4.11		28	72	鈴木三郎	
4.23		14	58		C薬局へ譲渡

A薬局の補助簿（薬局間譲渡用）

月 日	受入(譲受)	払出(譲渡)	品 名	相手方薬局名
2.11	3		Dパッチ 5mg	C薬局
3.20	2		M錠 60mg	C薬局
4.4	5		0錠 20mg	B薬局
4.5	14		0錠 20mg	B薬局
4.9	3		Dパッチ 7.5mg	C薬局
4.23		14	0錠 20mg	C薬局